令和８年度（秋季）　熊本大学大学院博士課程学生支援プログラム
「Better Co-being 社会を切り拓く異分野共創型博士イノベーター育成プログラム」
募集要項

熊本大学では、科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の補助金を受け、博士後期課程及び博士課程（以下「博士課程」という。）の学生が研究に専念できる環境の構築及び修了後のキャリアパスの形成に向けた支援を行っています。

令和 6 年度より、博士課程への進学意欲の向上並びに高度な研究能力を備えた博士人材の育成を図ることを目的として、「Better Co-being 社会を切り拓く異分野共創型博士イノベーター育成プログラム（以下「本プログラム」という。）」を実施しています。

また、令和８年度より SPRING で新たに【区分】が設けられ、本プログラムでは【区分１】、【区分２】、の区分ごとに支援を行います。

【区分１】　主に日本人学生
※【区分１】の対象者については別表 2（p.7）を参照してください。

【区分２】　外国人留学生（国費留学生を含みます）

１．募集人数

【区分１】３名程度　　【区分２】２名程度

＊ただし、博士後期課程又は博士課程の学生で令和 8 年 4 月又は 10 月に入学した者。

令和８年４月入学者の支援期間は、令和８年 10 月から博士後期課程又は博士課程に在籍する期間（標準修業年限以内）とします。

２．申請資格

申請できる者は、社会文化科学教育部、自然科学教育部、医学教育部、保健学教育部、薬学教育部に所属し、【区分１】においては次の(1)から(5)まで、【区分２】においては次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者とします。ただし、申請する時点において休学している者を除きます。

【区分１】

(1)　博士後期課程又は博士課程の学生で令和８年４月又は１０月に入学した者
(2)　日本学術振興会の特別研究員でない日本人学生
(3)　所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（概ね 240 万円／年）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められない者
(4)　熊本大学大学院学則第 55 条の規定により準用される熊本大学学則第 89 条に定める懲戒（以下「懲戒」という。）を受けたことがない者
(5)　支援期間を通じて、本プログラムの教育プログラムを履修することができる者

※【区分１】の対象者については別表 2（p.7）を参照してください。

【区分２】

(1) 博士後期課程又は博士課程の学生で令和 8 年 4 月又は１０月に入学した者

(2) 在留資格が留学であり、本学以外の法人・機関に所属していない者

(3) 熊本大学大学院学則第 55 条の規定により準用される熊本大学学則第 89 条に定める懲戒（以下「懲戒」という。）を受けたことがない者

(4) 支援期間を通じて、本プログラムの教育プログラムを履修することができる者

３．支給額等

【区分１】

生活費相当額　毎月 200,000 円

研究費　　年額 200,000 円（ただし令和 8 年度は 6 ヶ月分 10 万円を予定）

【区分２】

研究費　　年額 200,000 円（ただし令和 8 年度は 6 ヶ月分 10 万円を予定）

＊生活費相当額及び研究費については、国の施策や予算の状況により変更となる可能性があります。

＊生活費相当額・研究費は、博士後期課程又は博士課程に在籍する期間（**標準修業年限以内**）支給・配分します。

＊採用後、最初の生活費相当額の支給については、10 月から 1 月分の生活費相当額をまとめて 1 月に行い、以降は毎月支給する予定です。

＊研究費は、本学の規則に基づき、研究に必要な物品、旅費等に支出可能です。また、研究費は、所属する研究室に配分し、管理することになります。

＊なお、月の途中から生活費相当額の支給を開始し、又は支給を停止する場合の当該月の支給額は、大学が定めるところによります。

＊生活費相当額は、税法上雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税対象になります。

・健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

・所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

＊留学生でまだ来日できていない場合、支援の開始（研究費の配分）は来日後となります。

４．プログラム生の遵守事項等

本プログラムに採択された学生は、次の事項を遵守しなければなりません。違反した場合は、生活費相当額及び研究費の配分を停止する場合があります。

(1) 研究活動に専念すること。

(2) 本学が実施する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講すること。

(3) 毎月、在籍の確認を受けること。

(4)　毎年度、事業統括に研究計画書及び研究報告書を提出すること。

(5)　支援期間を通じて、本プログラムが定める以下の教育プログラムを履修すること。

a.採択期間中に 1 回以上の海外研修に参加し、又は別表 1（P.6）の「博士ジョブ型研究インターンシップ」、「HIGO インターンシップⅡ」のうちいずれかの単位を修得すること。

b.コロキウム及び報告会に参加すること。

c.本プログラムの科目（別表 1：P.6）を履修方法に則り修得すること。

(6)　ジョブ型研究インターンシップ専用システムに登録すること。

5．申請手続

(1)　申請方法

・以下の HP にアクセス後、申請フォームに必要事項を登録、送信してください。
HP リンク：https://higoprogram.jp/bettercobeing/

・各種様式を HP からダウンロードし、提出書類を一つの PDF ファイルに統合し、ファイル提出 BOX にアップロードしてください。
アップロードするファイル名は「教育部記号：氏名」とすること。
（例）「D：熊大太郎.pdf」　　＊記号は大文字半角、コロンは全角とする。

教育部記号	教育部名	
G	社会文化科学教育部	Graduate School of Social and Cultural Sciences
D	自然科学教育部	Graduate School of Science and Technology
R	医学教育部	Graduate School of Medical Sciences
Y	薬学教育部	Graduate School of Pharmaceutical Sciences
W	保健学教育部	Graduate School of Health Sciences

(2)　提出書類

・プログラム申請書（申請フォームで直接入力）

・志望理由書・研究計画書（PDF でアップロード）

・提出書類に関する確認書（チェックリスト）

・英語外部試験のスコア（所持している場合は、提出書類に関する確認書（チェックリスト）の後ろに付けること。所持していない場合は、添付不要）

(3)　申請期間

令和 8 年１０月１４日（水）～１１月１３日（金）まで

6．選考及び結果通知

(1)　選考は、申請書類に基づく書面審査及び面接審査により行います。

（書面審査の観点）

志望動機（動機の明確さ、進路に関するビジョン、研究意欲、異分野の学習や異分野横断型研究力の養成とキャリアパス実現に挑む素養と意欲等）

研究計画（業績、目的の明確さ、計画の具体性・実現可能性、申請書のわかりやすさ、
研究の社会的意義、他分野との融合や新たな学術領域創出の可能性等）
外部試験の英語スコア
（面接審査の観点）
意欲、志望動機、研究計画、キャリアビジョン等
※外国人留学生は、面接で日本国内の大学、研究機関、企業に就職を希望するとともに、我が国のイノベーション発展に寄与する意思があるかを確認します。

(2) 書面審査、面接審査の使用言語は日本語または英語とします。
(3) 面接試験は、Zoom で実施予定です。面接日時については、12 月に実施を予定していますが、詳細は、後日、申請書に登録されたメールアドレス宛に連絡します。
(4) 選考結果は、12 月末日までに通知する予定です。

7．個人情報の取扱い
(1) 申請書類に含まれる個人情報については、プログラム生の選考、その他本プログラムに係る業務を行うために利用します。
(2) プログラム生の選考に用いた試験成績等の個人情報は、選考結果の集計・分析及び選考方法の調査・研究のために利用します。
(3) 上記(1)及び(2)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者に委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、取得した個人情報の全部又は一部を提供します。

8．本プログラムに関する説明会
HP（https://higoprogram.jp/bettercobeing/）においてお知らせします。

9．注意事項
・採択された学生の氏名を本学 HP で公表します。
・申請書類の提出後は、原則として、記載事項の変更はできません。
・申請書類に不備（上限ページ数のオーバー等）があった場合、審査されません。
・申請書類は返却しません。
・申請書類に虚偽の記載をした者は受験資格を失い、また、採択後であっても取り消すことがあります。
・追跡調査を実施します。本プログラムによる支援終了後 10 年程度、アンケート等にご協力いただきます。
・プログラムに採択された後、本学が実施する研究倫理教育（eAPRIN 又は eL CoRE）の修了証について、提出を求めます。各教育部から案内がありますので、すぐに受講してください。

10. 問い合わせ先

教育・学生支援機構　大学院教育推進部門

メール:　daigakuin-kyoiku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

※問い合わせはメールでお願いいたします。

別表１

本プログラムの授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数
異分野横断・挑戦的研究者養成パッケージ科目群	研究の最前線と知の統合　※1	1
	現代社会理解Ｂ　※2	1
	Current Science and Technology in Japan Ⅱ(日本の先端科学Ⅱ)　※2	2
	現代社会理解Ａ　※2	1
	技術革新のための基礎科学　※2	1
	科学の歴史　※2	1
	S-HIGO 最先端研究セミナーB　※3	2
	深度異文化理解プログラムⅠ　※4	2
	深度異文化理解プログラムⅡ　※4	2
キャリア開発・コンピテンシー養成パッケージ科目群	博士ジョブ型研究インターンシップ　※1	2
	HIGO リーダーシップトレーニング講座　※1	1
	HIGO インターンシップⅡ　※1	1
	HIGO 企業・行政セミナーⅡ　※1	1
	科学英語演習Ⅰ　※2	1
	科学英語演習Ⅱ　※2	1
	マネジメント概論　※2	1

備考

(1)　※1 を付した授業科目は、大学院教養教育プログラムの授業科目である。

(2)　※2 を付した授業科目は、自然科学教育部の授業科目である。

(3)　※3 を付した授業科目は、医学教育部及び薬学教育部の授業科目(S-HIGO プロフェッショナルプログラムの授業科目)である。

(4)　※4 を付した授業科目は、社会文化科学教育部の授業科目である。

(5)　Better Co-being プログラム及び Well-Being プログラムで修得した単位を在籍課程の修了要件単位として認定するかは、在籍教育部の定めるところによる。

別表２　【区分１】日本人学生として研究奨励費（生活費相当額）の支援対象となる学生

（大学向け説明会資料より抜粋）

区分	該当例		在籍期間	対象の可否
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		―	○
②特別永住者 （日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条）	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 （出入国管理及び難民認定法別表第2）	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○
④定住者 （出入国管理及び難民認定法別表第2）	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親　など		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	×
	上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○
⑤家族滞在 （出入国管理及び難民認定法別表第1）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	×
	①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○
	②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者			
⑥右記の在留資格により在留する者 （出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五）	(1)外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2)高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3)文化活動、短期滞在 (4)留学、研修 (5)特定活動		区分の内容に応じて 15日から5年の期間（高度専門職の一部は無制限）	×